

暴力団員による消滅時効の援用が権利濫用にあたるとして否定された事例

【文献種別】 判決／名古屋高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年12月14日

【事件番号】 令和4年（ネ）第908号

【事件名】 損害賠償請求控訴事件

【裁判結果】 原判決一部変更、一部棄却

【参照法令】 民法1条3項・709条・715条・724条、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）31条の2・31条の3

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573315

成蹊大学教授 建部 雅

事実の概要

Y₁（被告・被控訴人）は平成17年7月以降、指定暴力団六代目山口組の組長となった。Y₂（被告・被控訴人）は、同組の三次団体である高山組の幹部である。X（原告・控訴人）は平成7、8年頃よりY₂と親しく交際し、平成14年にY₂が高山組の直参となりその後援会が立ち上げられた際には会長となったが、その後辞任した。Xは平成17年10月から平成28年8月までの間に、10回にわたり誕生日祝い等の名目で金銭を交付した（以下、交付した日付の順に「本件金銭交付1」ないし「本件金銭交付10」といい、これらを併せて「本件各金銭交付」という。また、「本件金銭交付1」ないし「本件金銭交付10」に係るY₂の行為を「本件徴収行為1」ないし「本件徴収行為10」といい、これらを併せて「本件各徴収行為」という。）

Y₂は、平成29年3月14日、本件徴収行為3から10までについて、Xに対する恐喝罪で名古屋地裁に起訴され（以下「本件刑事事件」という。）、同年10月27日、Y₂は、懲役2年8月の実刑判決が言い渡され、同判決は、同年12月8日に確定した。Xは、平成30年11月8日、本件各徴収行為について暴力団の威力を利用した継続的かつ一体的な不法行為を構成するなど主張して、Y₂に対しては民法709条に基づき、Y₁に対しては民法715条及び暴対法31条の2に基づき損害賠償を請求した後、平成31年3月25日訴訟を提起した。

Y₂はXに対し、XのY₂に対する本件徴収行為1から8までに係る不法行為に基づく損害賠償請

求権について、消滅時効を援用するとの意思表示をした。Y₁もXに対し、XのY₁に対する本件徴収行為1から8までに係る使用者責任に基づく損害賠償請求権及び本件徴収行為3から8までに係る暴対法31条の2に基づく損害賠償請求権について、それぞれ消滅時効を援用するとの意思表示をした。

この消滅時効の援用に対してXはY₂らに脅されていたこと等を理由として、「本件刑事事件の判決が確定した平成29年12月8日より前にXが畏怖を脱して損害賠償請求をすることは現実的に不可能であり、同日よりも消滅時効の起算点が遡ることはない」と主張し、消滅時効は完成していないと主張した。また、かりに消滅時効が完成していたとしても、畏怖していたことやY₁らが暴力団の威力を利用していること等を根拠として、「Y₁らによる消滅時効の援用は、時効制度の趣旨に反し、信義則違反又は権利濫用として許されない」と主張した。

これに対して原審（名古屋地判令4・9・30LEX/DB25593706）は、本件徴収行為1についてはXがY₂と親しかったことによるものであることを理由に違法性を否定する一方で、本件徴収行為2ないし10については、「不法行為として違法」だと評価した。さらに原審は、Y₁が「本件金銭交付2から10までに係るY₂の行為について使用者責任を負」い、「本件金銭交付3から10までに係るY₂の行為について、暴対法31条の2に基づき、損害賠償責任を負う」と判示した（本件徴収行為2に同条が適用されなかったのは、同条が施行前の行為だったことによる。）。そのうえで、

原審はXが平成28年10月頃に警察に相談したことを理由として「本件刑事事件の判決確定までは畏怖を脱して損害賠償請求をすることができなかったと認めることはできない」として、「Y₂の本件徴収行為2から8までに係る不法行為に基づく損害賠償債務」は、各交付時から消滅時効が進行すると判断し、その債務は時効によって消滅したと判断するとともに、Y₁の損害賠償債務も時効によって消滅したと判断した。またXによる、「Y₁らによる消滅時効の援用が信義則違反又は権利濫用に当たる」という主張も否定した。

判決の要旨

本判決は、本件各徴収行為の違法性等について原審の判断を維持したうえで、消滅時効については次のように判示した。また、本件徴収行為9及び10について時効は完成していないという判断も維持されている。

1 消滅時効の成否について

「民法724条前段にいう『損害及び加害者を知った時』とは、被害者において、加害者に対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度にこれらを知った時をいう。また、使用者責任による賠償請求に関して『加害者を知った』(同条前段)といえるためには、被害者が、使用者及び使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実に加えて、一般人が、当該不法行為が使用者の事業の執行につきなされたものであると判断するに足りる事実についても認識することが必要である。」Xは「本件金銭交付2から8までのそれぞれの交付時点において、被控訴人らに対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知り、また、Y₁がY₂の使用者であり、Y₁の事業の執行として本件徴収行為2から8までがなされたことを知っていたといえる」ため、各交付の時から、消滅時効が進行するというべきであり、また、「暴対法31条の3により、Y₁に対する同条の2に基づく損害賠償債務(本件徴収行為3から8まで)も同様と解される」。したがって、本件金銭交付2から8に係る損害賠償債務については消滅時効が完成している。

Xは、「どんなに早くとも平成28年8月ころまでは賠償請求を行うことが事実上可能であった

とはいえないと主張する」が、Xは損害及び加害者等を認識していたのであり、「XがY₂やY₁を畏怖し、又は暴力団の威力を利用した報復を恐れて賠償請求を躊躇したという」事情は、「加害者であるY₁らとの関係において、消滅時効の進行の開始を妨げる事情となるとはいえない。」

2 権利濫用について

「もっとも、Xにそのような事情が生じY₁らに対する賠償請求を行わなかったことについてY₁らに原因がある場合、Y₁らによる消滅時効の援用が許されるか否かについては」、別に検討することとする。Xは平成20年2月以降、Y₂やその配下から要求を容れなければ運営する会社や家族に危害を加えられるおそれがあるかのように言われて脅され一定の間隔で金銭を交付させられていた状況であり、「継続的にY₁らを畏怖した状態であったというべきである」。しかもXは、Y₂ら暴力団員による報復を恐れて、「金銭の返還請求や、警察への被害相談すらもすることができず、Y₁らに脅された状態をやむなく受入れ、諦めていたものと認められる。」XがY₁らに対する賠償請求を行わなかったのは、本件徴収行為2から8までが、Y₂による違法性ある行為をもって行われたこと、さらに、それが組織性を背景とする山口組の「威力を利用しての資金獲得活動に係る事業の一環というべきY₁の事業の執行と密接に関連する行為として行われたことによるのであり」、Y₂の違法な徴収行為並びに「それを利用して行われたY₁の違法な資金獲得活動が原因でXがY₁らに対する賠償請求を行わなかったといえる」ため、Y₁らが、Xが「民法724条前段に定める期間内にY₁らに対して賠償請求を行わなかったことに乗じてその消滅時効を援用することは、権利の濫用に当たり、民法1条3項により許されない」。

判例の解説

一 本判決の前提

1 時効に関する民法改正と改正前の議論との関係

本事例では2017年改正前の民法724条が適用されたが、同条前段に「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」と定められていた不法行為の損害賠償請求権の消滅時効の起算点

は改正後も維持された¹⁾。そのため本判決は、現行民法 724 条 1 号に定められた消滅時効の起算点に関する解釈の一例としての位置付けを有するものであり、それと同様に、改正前の判例、裁判例及び学説は現在も意義を失っていない。

2 使用者責任の追及と消滅時効の起算点

使用者責任が問題となる場合、時効の起算点の一般論は通常の不法行為と同じだが、「使用者ならびに使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実に加えて、一般人が当該不法行為が使用者の事業の執行につきなされたものであると判断するに足りる事実」を被害者が認識した時点が起算点となると解されている（最判昭 44・11・27 民集 23 卷 11 号 2265 頁）。しかし本判決に関しては、被害者が加害者に畏怖していたことが重要である一方で、責任構成と消滅時効の起算点との関係は重要ではないため、この点について本稿はこれ以上立ち入らない。

二 本判決の意義

本判決で特に問題となったのは、暴力団員による違法な金銭の徴収行為を理由とする不法行為による損害賠償請求権についての消滅時効の成否、及びその援用の可否であった。本件の特徴としては、加害行為の違法性は明白であり被害者は損害及び加害者を認識していたが、加害者に畏怖しており損害賠償請求をすることは困難だったという点を挙げることができる。そして本判決は加害者の悪性を考慮して、時効の援用を権利濫用として否定したものである。裁判例により時効の援用が権利濫用だと評価された事例類型の一つとされるのが「債権者の適時の権利行使を妨げたという類型」²⁾であり、本件もそれに属するものだといえる。ただし、結論は妥当であるが、法的構成に疑問があることについては後述する。

三 消滅時効に関する議論における本判決の位置付け

1 時効の機械的適用と結論の不当性

民法 724 条 1 号には 3 年という短期の時効が定められているが、その趣旨は、「加害者の免責立証困難の救済」、「被害者の感情の鎮静化」、「賠償義務者の信頼保護」にあると説明されてきた³⁾。その一方で、知識や経験が不十分である等の事情により司法へのアクセスが実際には遮断されてい

た被害者が、時効によって機械的に法的救済を阻まれることとなるために、不当な結論を回避する方法が探られてきた⁴⁾。

2 違法性の認識と起算点の操作

被害者がそもそも問題となった行為を不法行為と認識できなかった事例について、大判大 7・3・15（民録 24 輯 498 頁）は「損害ヲ知ルトハ単純ニ損害ヲ知ルニ止マラス加害行為ノ不法行為ナルコトヲモ併セ知ルノ意ナリト解ス可キ」と判示した。これにより被害者が違法性を認識できないことから損害賠償請求権を現実に行使することは不可能な状態の中で消滅時効が完成する事態が回避されることになった⁵⁾。

3 権利行使の可能性と起算点の定義及び操作

また、かりに加害行為の違法性を認識していたとしても賠償請求が現実的ではない事例について消滅時効の完成を否定する道を開いたのが、最判昭 48・11・16（民集 27 卷 10 号 1374 頁）である。同判決は、戦前の司法制度のもとで警察官から拷問を受け身柄を拘束され続けた被害者が、戦後釈放された後に加害者の所在を昭和 36 年によく知ることができたという事例に対して、「加害者ヲ知りタル時」を「加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時」と定義することにより、時効の完成を否定した。そして同判決を踏まえた最判平 14・1・29（民集 56 卷 1 号 218 頁）がさらに「『損害及ヒ加害者ヲ知りタル時』とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれを知った時を意味する」と明示したことにより、消滅時効の起算点に関する現在の裁判例及び学説が前提とする定義が確立された。この定義は、被害者が加害行為の違法性や損害及び加害者を認識していた事例についても、「加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況」にあったか否かを考慮することで具体的な状況に鑑みて消滅時効の起算点を遅らせて時効の完成を否定することが可能とするものである⁶⁾。また裁判例には、違法性の認識可能性も、この「事実上可能な状況」という文言の中で考慮する例も現れている⁷⁾。

4 権利濫用と注意点

さらに、起算点の操作による消滅時効の完成の否定ではなく、加害者による時効の援用を信義則に反する、又は権利濫用であるとして認めない

という立場が裁判例では示されている⁸⁾。その一例が、警察による違法な取り調べが問題となった事例について県及び国が消滅時効を援用したことに対して、「刑事事件の無罪判決の確定までの間、その権利行使について事実上の著しい支障を生じさせておきながら、その行使が可能であると主張しているに等しいと言わざるを得ない」と指摘し、時効の援用は権利濫用であり許されないと判示した鹿兒島地判平 27・5・15（判時 2262 号 232 頁）である。

ただし、時効の援用を権利濫用であることを根拠に封ずる立場に対しては、「起算点の判断により時効未完成とすべき事案がないかというように、濫用判断の対象となる事案を絞り込むという視点からの検討も必要であろう⁹⁾」という指摘がなされていることに注意すべきである。そして、判例が「事実上可能な状況」を問題とした背景には、「損害賠償請求権の行使を合理的に期待し得るか¹⁰⁾」という考慮が存在するという学説の指摘を踏まえるならば、上記の鹿兒島地判平成 27 年の事例では、権利行使が事実上可能な状況ではなかったことを根拠に、時効の起算点をずらすことも可能だったといえる。

5 本事例の特徴と法的構成

本判決の X は、加害者である Y₁ らの悪性が強く賠償請求をすることは実際には困難な状況が長く継続していた。そして、本判決はその悪性を考慮し、権利濫用を根拠として Y₁ らによる時効の援用を封じたのである。たしかに本判決は「暴力団の威力を利用した報復を恐れて賠償請求を躊躇したというような X の事情は、加害者である Y₁ らとの関係において、消滅時効の進行の開始を妨げる事情となるとはいえない」と明示する。しかし本判決は権利濫用の判断にあたって、X が Y₁ ら暴力団員「による報復を恐れて、金銭の返還請求や、警察への被害相談すらもすることができず、Y₁ らに脅された状態をやむなく受入れ、諦めていた」ことや、X が「合理的な対応ができる心理状態ではなかった」ことを考慮したものである。これはまさに、消滅時効の起算点に関して問題となる「加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況」に X がなかったことを意味する事情であり、本判決はむしろ正面から時効の起算点をずらすことの可否について更に詳細に検討すべきだったといえる。

四 終わりに

本判決は、暴力団員及び暴力団組長である加害者の悪性がきわめて高かったという特殊性があるため、直ちに他の事例に参考になるものではない。しかし、X が家族及び会社に危害を加えられるおそれを有していたことを強く読むのであれば、暴力団関係者に対する損害賠償請求が問題となる場合に限られず、学校や職場における虐め等の、被害者がその後の人間関係の悪化等を恐れて訴訟を躊躇するような事例にも参考になるものである。もちろんその際には、時効の援用を権利濫用とすることに対する学説からの批判的検討を踏まえるならば、まずは起算点の操作により時効の完成を否定することが可能か否かが検討されるべきである。

●—注

- 1) 大塚直編『新注釈民法(16)債権(9)』(有斐閣、2022年) 576頁 [松本克美]。
- 2) 松久三四彦『時効制度の構造と解釈』(有斐閣、2011年) 475頁。
- 3) 松久・前掲注2) 452～454頁。もっとも、同書においてはこの伝統的な解釈に対する批判的検討及び新たな正当化根拠の提示が試みられている(456頁以下)。
- 4) 松本克美『時効と正義 消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』(日本評論社、2002年)、『続・時効と正義—消滅時効・除斥期間論の新たな展開』(日本評論社、2012年)。
- 5) 違法性をどの程度認識することが必要か、という点に問題があることについては四宮和夫『不法行為(事務管理・不当利得・不法行為)(中巻・下巻)』(青林書院、1985年) 647頁。
- 6) 福岡高判平 17・2・17 判タ 1188 号 266 頁は、養父による未成年者に対する性的虐待について、被害者が母親に相談することは困難だったこと等を考慮する。
- 7) 東京地判令 4・2・18LEX/DB25603567 (投資勧誘について)。
- 8) 山野目章夫編『新注釈民法(1)総則(1)』(有斐閣、2018年) 219頁 [平野裕之]。契約から生ずる債務について権利濫用とした事例として、最判昭 51・5・25 民集 30 卷 4 号 554 頁。
- 9) 松久・前掲注 2) 475 頁。平野・前掲注 8) も、「本来適用されるべき法理の代用として用いられているにすぎない」と批判し、実際の事案の解決についても「起算点における権利行使期待可能性を考慮し、時効未完成として処理すべきであった」と指摘する(219～220頁)。
- 10) 金山直樹『時効における理論と解釈』(有斐閣、2009年) 373頁。